

グッドリゾート 所有権付会員権

グッドリゾート株式会社

倶楽部会則

〔第1章 総則〕

第1条(名称)

本倶楽部は「グッドリゾート 所有権付会員権」(以下、本倶楽部とする)と称す。

第2条(事務局)

本倶楽部の事務局を、東京都港区六本木 4-8-7 六本木三河台ビル 9F グッドリゾート株式会社 (以下当社とする)内に置く。

第3条(目的)

本倶楽部は倶楽部の普及と発展に努め、会員相互の親睦を図ると共に、健全な倶楽部ライフの創造と文化の向上、及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第4条(施設等)

本倶楽部は前条の目的を達成する為、当社が所有又は運営もしくは提携する宿泊施設(付帯施設を含む)及びゴルフ場、文化、スポーツ施設のうち、当社が倶楽部の用途に供するものとして指定した施設(以下、施設という)を利用して倶楽部の運営を行う。

第5条(協力義務)

本倶楽部と当社とはそれぞれの目的を相互に理解して、施設の維持と倶楽部の円滑な運営を図る。

〔第2章 会員〕

第1条(会員の種類)

- 本倶楽部の会員とは「グッドリゾート 所有権付会員権」に所定の手続きを済ませた個人・法人のことをいう。
- 会員権は以下の通り定める。
 - 正会員・・・個人・法人を対象とし記名式で成年者1名の会員カードを発行する。
 - 正会員は入会時において、家族会員を1名登録できる。

家族会員は単独でも利用可能とする。
但し家族会員は単独での譲渡は出来ず、個人正会員の名義変更、退会により一切の権利を失う。

第2条(入会審査及び入会手続き)

- 本倶楽部の会員は倶楽部の目的、趣旨に賛同した善良なる人格者でなければならない。

- 倶楽部に入会を希望する個人・法人は、所定の入会申込書に必要な事項を記入して、署名捺印の上当社に提出し、審査承認を受けグッドリゾート所有権付会員権売買契約締結・年会費等の払い込みを完了させなくてはならない。又当社が売買契約の一部を受領し、申込書を受理した後であっても入会条件、会員資格に関し当社が不適切と判断した場合は、受領済みの入会金等を返金してその申込を取り消すことが出来る。
- 入会手続きを完了した個人に対し、当社は会員台帳に登録した上で会員であることを証する会員権証書、会員カードの発行を行う。
- 入会申込(又は契約)した日を含む8日間は無条件で申込の撤回、又は契約の解除をすることが出来る(クーリングオフ)。
- クーリングオフ期間を過ぎた入会手続きの中断については、それまでに支払った金員一切を返還しないものとする。

第3条(施設の改廃、利用規定)

- 当社は建物の老朽化や採算性の悪い施設については廃止することが出来る
- 施設の利用に関する条件及び方法は別途「倶楽部利用規定」に定める。

第4条(会員権利)

入会後会員としての権利を行使できる。
贈与・転売にての名義変更は5年経過後いつでも可能。
相続に関しては、その限りではない。

第5条(会員の権利及び特典)

- 会員は、当社所有及び倶楽部施設を利用規定に従い会員料金で利用できる。
- 会員は、利用規定に従い下記特典を受けることが出来る。

自社施設	無料
倶楽部施設	お一人¥4,000

※価格は税別

- 未就学児3歳まで無料、4歳～12歳は¥2,800
- 会員は当社が企画主催する会員相互の親睦会、四季折々のレジャー、スポーツ等のイベント、健康や美容その他各種セミナー、国内・海外ツアーなどへ特別割引料金で参加できる。

第6条(会員の義務)

会員は以下の義務を負う。

1. 本倶楽部の目的実現に協力し、入会契約並びに本会則、及びその他諸規則を遵守し、当社の決議に従う事。
2. 年会費、並びに別に定められた施設利用料又はイベントなどの参加料等を、所定の方法で当社又は倶楽部に支払う事。
3. 本倶楽部の秩序を乱し名誉を傷つける行為をしない事。

第7条(変更手続)

以下の各項に該当する時は直ちに倶楽部本部へ連絡し、所定の変更手続をしなければならない。手続をせず、又は手続の延滞に起因する損害は会員の負担とする。

1. グッドリゾート 所有権付会員権を譲渡する時。(売買の他、相続、贈与等の名義変更も含む。)
2. 住所、氏名、勤務先、電話番号等に変更のあった時。
3. 会員権証書、会員カード等を紛失した時。
4. その他登録事項に重要な変化が生じた時。

第8条(年会費及び施設利用料)

1. 一旦支払った年会費及び施設利用料は原則としてこれを返還しない。
2. 年会費の支払い方法は正会員の銀行口座引き落としとし、施設利用料は現地精算(一部施設を除く)とする。
3. 当社は本倶楽部の発展と充実に伴い、又、時勢の動向等に伴い年会費、並びに利用料金を改定出来る。

第9条(会員権証書)

当社は会員が入会に必要な金員全額を払い込んだ日より10日以内に会員に対し会員権証書を発行する。但し分割払いの場合は、会員権証書は支払い完了後に発行する。

第10条(グッドリゾート 所有権付会員権の譲渡)

会員はグッドリゾート 所有権付会員権売買契約日の日より5年経過後から譲渡出来る。但し、分割払い期間中は譲渡出来ない。分割払いの場合は分割払い完了後を含む5年経過後からの譲渡となる。譲受人の資格審査並びに名義変更手続きは当社が行い、譲受人が本倶楽部に相応しくない場合は名義変更を拒否することもある。譲受人は1人に限る。譲渡人は年会費の未納、支払金の未精算等のある場合は事前に精算し、譲受人は所定の名義変更料を当社に支払わなければならない。名義変更および登記費用は約 20 万円とする。

会員の民法上の3親等迄の相続、贈与はいつでも可能とし、名義変更および登記費用は約 20 万円とする。

第11条

正会員登録者が死亡した場合は、法定相続人が会員資格を継承することが出来る。

第12条(会員資格の喪失)

会員は以下のいずれかの事由により会員資格を失う。

1. グッドリゾート 所有権付会員権を譲渡した時。
2. 除名された時。

第13条(会員資格の一時停止、退会勧告、除名)

会員が以下の各号のいずれかに該当する場合は、その程度に応じ当社の決議により、是正勧告、会員資格の一時停止、退会勧告、除名処分のいずれかの処分をすることが出来る。但し、除名処分を行う時は、当該会員に弁明の機会を与える。

1. 本会則その他倶楽部の定める規定、又は会社の定め違反した時。
2. 倶楽部の名誉、信用を傷つけ又は秩序を乱す行為のあった時。
3. 年会費その他の支払いを3ヶ月以上延滞し催告に応じない時。その他会員の義務の履行を怠った時。
4. 他の会員に迷惑を及ぼす行為があった時。
5. 会員資格を偽って入会したり、利用した時。
6. 利用人数を過小申告して多人数で利用した時。
7. 会員の権利、地位を利用し営業行為、又はそれに類する行為を行った時。
8. 自己の権利に対し譲渡担保権、質権等の制約を設定した時。
除名処分の場合、年会費等は返還しない。

第14条(倶楽部施設の改廃等)

倶楽部施設の老朽化、天災地変などにより損傷の甚だしい時及び利用効率を勘案して、当社はその施設を閉鎖又は廃止することが出来る。

第15条(重要事項の変更)

当社は倶楽部施設利用条件の変更、年会費又は施設利用料金の改訂等、会員の重要な権利、義務に関わる規定についての改訂は、一定の予告期間を置いた後に実施することが出来る。

第16条(消費者相談窓口の設置)

当社は入会後の会員からの苦情、提言に対して消費者相談窓口を設置する。電話03-6823-4041

第17条(専属管轄裁判所)

本会則に関わる紛争については東京地方裁判所のみを以って、第一審の専属管轄裁判所とする。